

# 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険の 第一号保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、死亡又は重篤な傷病を負った方や、一定程度の収入が減少した方は、申請により介護保険料の減額又は免除になる場合があります。

## 対象となる方（減免対象となる基準）

### 対象者① 〔全額免除〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者。

※重篤な傷病とは、原則として1ヵ月以上の治療を要すると認められた場合。

### 対象者② 〔一部免除 ※下記の計算方法により算定〕

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入、給与収入）のいずれかの減少が見込まれ、次の（1）及び（2）に該当する第一号被保険者。

※減少見込額は、保険金や損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額。

（1）事業収入等のいずれかの減少額が前年に比べて30%以上減少していること。

（2）減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること。

〔減免額の計算式〕

対象保険料額 (A×B÷C)	×	減免の割合	=	保険料 減免額						
(A) 保険料額 ×	(B) 主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る令和2年の所得金額	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 10%;">10/10</td> <td>令和2年の合計所得金額が210万円以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8/10</td> <td>令和2年の合計所得金額が210万円超</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10/10</td> <td>主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合</td> </tr> </table>	10/10	令和2年の合計所得金額が210万円以下	8/10	令和2年の合計所得金額が210万円超	10/10	主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合		
10/10	令和2年の合計所得金額が210万円以下									
8/10	令和2年の合計所得金額が210万円超									
10/10	主たる生計維持者の事業等の廃止又は失業の場合									
	(C) 主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額									

## 減免対象となる保険料

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定されているものが対象となります。

納付方法	令和2年度分の保険料	令和3年度分の保険料
特別徴収（年金天引き）	/	令和3年4月、6月、8月、10月、12月、令和4年2月分
普通徴収（納付書、口座振替）	随時期	第1～8期

# 申請方法（申請に必要な書類等）

## 対象者①の方が必要な書類

- 介護保険料徴収猶予・減免申請書（様式第1号）
- 同意書（様式第2号）

<死亡の場合>

- 死亡診断書、医師の診断書の写し

<重篤な傷病を負った場合>

- 医師の診断書、保健所から交付される措置入院の勧告書の写し

## 対象者②の方が必要な書類

- 介護保険料徴収猶予・減免申請書（様式第1号）
- 同意書（様式第2号）
  
- 事業収入等の状況申告書（別紙様式）
- 令和2年中の収入が分かる書類（確定申告書類等）の写し
- 令和3年中の収入が確認できる書類（給与明細、収入が確認できる帳簿等）の写し

### ※該当する場合のみ

<保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がある場合>

- 帳簿や保険の契約書等の写し

<事業の廃止又は失業した場合>

- 事業廃止届、退職証明書、離職票等の事実確認できる書類の写し

## 【問い合わせ先】

古賀市 保健福祉部 健康介護課介護保険係 古賀市庄205番地（サンコスモ古賀）

TEL：092-942-1144 / FAX：092-942-1154  
e-mail：kaigo@city.koga.fukuoka.jp